○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

昭和55年3月24日
組合規則第7号

改正　平成17年3月18日組合規則第43号

（趣旨）

第１条　この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和55年特養組合条例第14号。以下「条例」という。）に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第２条　条例第2条第3号の規定にいう任命権者が定める場合とは、柵原吉井（以下「組合町」という。）の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員の地位を兼ね、その事務を行う場合とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年3月1日から適用する。

附　則（平成17年3月18日組合規則第43号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。